



2021年1月22日

各 位

会社名 株式会社ラクト・ジャパン
代表者 代表取締役社長 三浦 元久
(コード番号：3139 東証一部)
問合せ先 I R広報部長 石黒 裕子
(TEL. 03-6281-9752)

譲渡制限付株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2019年度から、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2020年10月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び本日付「定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2021年2月25日開催予定の第23期定時株主総会における承認決議を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に関する議案を2021年2月25日開催予定の当社第23期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要および一部改定について

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けますこととなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、2019年2月26日開催の第21期定時株主総会において、それぞれ年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び年10,000株以内（ただし、2019年5月1日付株式分割によって年20,000株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場

合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。)としてご承認をいただいております。本株主総会において対象取締役が3名から5名へと増員することとなるため、それぞれ総額を150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、新たに発行又は処分をされる当社の株式の総数を年30,000株以内に改定いたします。

3. その他

以上の改定点を除き、当初決議に変更はございません。

以 上